

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成27年2月6日付け答申第115号)

1 事案の概要

H25.7.1 異議申立人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

「水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟控訴審判決(平成24年2月27日)に対する上訴について検討資料の開示請求で、熊本県は平成24年6月14日付けで「不開示決定」とした。また、上訴についての対応方針等の起案文の開示請求で、県は平成24年6月14日付けで「部分開示」とした。これらの理由について、県は「現在、訴訟は係属中」等とした。この上告審判決が平成25年4月16日、最高裁で言い渡された。最高裁は上告人熊本県知事らの「本件上告を棄却する。」とし、県の敗訴で終結した。そこで、県が「不開示決定」とした検討資料の開示と、「水俣病認定申請棄却処分等請求控訴審事件(訴訟)福岡高等裁判所判決に係る対応方針<案>」及び「行政庁意見」の開示を求める。」

H25.8.13 実施機関

本件開示請求に該当する行政文書として、水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって検討を行った資料(以下「本件行政文書」)及び「水俣病認定申請棄却処分等請求控訴事件(訴訟)福岡高等裁判所判決に係る対応方針<案>及び行政庁意見」を特定し、本件行政文書については、条例第7条第6号に該当することを理由に不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行い、「水俣病認定申請棄却処分等請求控訴事件(訴訟)福岡高等裁判所判決に係る対応方針<案>及び行政庁意見」については、条例第7条第6号に該当することを理由に部分開示決定を行った。

H25.10.17 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H25.10.24 実施機関

情報公開審査会に諮問(諮問第156号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。
- ・平成24年10月22日付けで、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に環境省が提出した「理由説明書」には、熊本県との協議について、水俣病の患者認定は、都道府県知事が行うこととされており、上告の可否の判断等に当たって、国に協議しなくてはならないとの法的義務はない、との記載があった。このことから、実施機関が言う「一連の検討・協議の経過を明らかにすることになる」とは考えにくく、今回の熊本県知事らの上告が不当なものであったことから、実施機関は、それを隠蔽しようとして異議申立人の開示請求を不開示としたのである。
- ・実施機関は、「現在係属している3件の訴訟における熊本県の訴訟当事者としての

地位を害するおそれがある。」としているが、平成25年4月16日の最高裁判決によって、熊本県が言うこの地位は失墜された。

(2) 実施機関

・現在、水俣病に関する訴訟としては、本件訴訟の他に3件の国家賠償請求訴訟が係属している。3件の訴訟では、平成25年4月16日の最高裁判決後、その判決内容及び福岡高裁判決が主張を裏付ける根拠として使用・引用され、今後、争点として取扱われることとなる。

・上告時の検討資料を全て公開することは、福岡高裁判決の意義についての県の解釈及び訴訟方針に関する一連の検討・協議の経過を明らかにすることとなり、現在係属している3件の訴訟における熊本県の訴訟当事者としての地位を害するおそれがある。

・よって、条例第7条第6号の規定により、不開示とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

本件行政文書の次の部分については、開示すべきである。

ア 訴訟の見通し等に係る情報のうち、公知の事実となっていた情報及び一般的な法令解釈等に係る情報

イ 判決内容の整理等に係る情報（ただし、個人に関する情報を除く。）

ウ 検討資料を作成した日付及び課名に係る情報

(2) 理由

ア 本件行政文書について

当審査会で本件行政文書を見分したところ、本件行政文書に記載された情報は、性質上、次のとおり分類することができる。

(ア) 訴訟の見通し等に係る情報

(イ) 判決内容の整理等に係る情報

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の情報

イ 条例第7条第6号該当性について

当審査会においては、本件不開示決定に係る同号該当性の判断に当たり、本件訴訟が行政訴訟であり、民事訴訟とは性格が異なること及び本件開示請求の時点において既に判決が確定していること等の特殊性を考慮した上で、検討を行った。

(ア) 訴訟の見通し等に係る情報

当該情報は、福岡高裁判決を受けて実施機関が上訴の可否について検討を行った内容のうち、今後の訴訟の見通し等に係るものである。

訴訟方針等に係る実施機関内部の検討に関する情報は、一般的には、開示することにより、訴訟当事者としての地位を害するおそれがあるものと考えられるが、本件訴訟については、前述のような特殊性を有しており、これらのことを考慮すれば、実施機関の説明には、本件訴訟における訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると直ちに認めることが困難と考えられる部分が見受けられた。

しかし、実施機関がこれまでも同種の訴訟を抱えてきたという事実を鑑みれば、今後も同種の訴訟が提起される蓋然性があり、本件開示請求時点において

既に公知の事実となっていた情報及び一般的な法令解釈等に係る情報を除いては、実施機関内部の審議、検討に係る意思形成過程情報としての側面があることも考慮すれば、公にすることにより、訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招きかねず、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

(イ) 判決内容の整理等に係る情報

当該情報は、福岡高裁判決を受けて実施機関が判決に係る争点の整理等を行ったものである。

当該情報は、既に公にされている判決文の抜粋あるいは要約等により争点を整理したものであり、実施機関としての具体的な解釈等に係る内容は含まれないと考えられることから、当該情報が公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

ただし、当該情報のうち、個人の氏名、健康状態や病歴といった個人の心身の状況に関する情報及び家族関係や生活記録といった個人の家庭の状況に関する情報については、条例第7条第2号に規定される個人に関する情報であることから、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の情報

当該情報は、検討資料を作成した日付及び課名に係るものであり、当該情報が公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成25年10月24日（諮問第156号） 答申日：平成27年2月6日（答申第115号） 事案名：水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって検討を行った「検討資料」の不開示決定に関する件（水俣病審査課分）
--

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）の上告受理申立てに当たって検討を行った資料（以下「本件行政文書」という。）について、平成25年8月13日に行った不開示決定のうち、別表の「開示すべき部分」欄に記載した部分は、開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 平成25年7月1日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟控訴審判決（平成24年2月27日）に対する上訴について検討資料の開示請求で、熊本県は平成24年6月14日付けで「不開示決定」とした。また、上訴についての対応方針等の起案文の開示請求で、県は平成24年6月14日付けで「部分開示」とした。これらの理由について、県は「現在、訴訟は係属中」等とした。この上告審判決が平成25年4月16日、最高裁で言い渡された。最高裁は上告人熊本県知事らの「本件上告を棄却する。」とし、県の敗訴で終結した。そこで、県が「不開示決定」とした検討資料の開示と、「水俣病認定申請棄却処分等請求控訴審事件（訴訟）福岡高等裁判所判決に係る対応方針〈案〉」及び「行政庁意見」の開示を求める。」

- 平成25年8月13日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として、本件行政文書及び「水俣病認定申請棄却処分等請求控訴事件（訴訟）福岡高等裁判所判決に係る対応方針〈案〉及び行政庁意見」を特定し、本件行政文書については、条例第7条第6号に該当することを理由に不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、「水俣病認定申請棄却処分等請求控訴事件（訴訟）福岡高等裁判所判決に係る対応方針〈案〉及び行政庁意見」については、条例第7条第6号に該当することを理由に部分開示決定を行った。
- 平成25年10月17日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定

を不服とする異議申立てを行った。

- 4 平成25年10月24日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成24年10月22日付けで、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に環境省が提出した「理由説明書」(平成24年(行情)諮問第405号)の写しが届いた。当該説明書は、熊本県との協議について「水俣病の患者認定は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条に基づき都道府県知事が行うこととされており、当該認定に係る処分を巡る行政訴訟における対応や、判決が出された後の控訴、上告の可否の判断に当たって、国に協議しなくてはならないとの法的義務はない。」との記載であった。

このことから、実施機関が言う「一連の検討・協議の経過を明らかにすることになる」とは考えにくく、今回の熊本県知事らの上告が不当なものであったことから、実施機関は、それを隠蔽しようとして異議申立人の開示請求を不開示としたのである。

- (2) 異議申立人は、この協議が「偽りだ」と言いたい。
- (3) 実施機関は、「現在係属している3件の訴訟における熊本県の訴訟当事者としての地位を害するおそれがある。」としているが、平成25年4月16日の最高裁判決によって、熊本県が言うこの地位は失墜された。
- (4) 実施機関が訴訟当事者としての地位を不当に害するとして不開示としたのは理由がないことから、この判断は「不当」であり、異議申立人は、この処分を取り消し、開示することとしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟控訴審判決(平成24年2月27日)に対する上訴について検討を行った資料である。

2 条例第7条第6号該当性について

現在、水俣病に関する訴訟としては、本件訴訟の他に3件の国家賠償請求訴訟が係属している。3件の訴訟では、平成25年4月16日の最高裁判決後、その判決内容及び福岡高裁判決が主張を裏付ける根拠として使用・引用され、今後、争点として取扱われることとなる。

上告時の検討資料を全て公開することは、福岡高裁判決の意義についての県の解釈及び訴訟方針に関する一連の検討・協議の経過を明らかにすることとなり、現在係属している3件の訴訟における熊本県の訴訟当事者としての地位を害するおそれがある。

よって、条例第7条第6号の規定により、不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

当審査会で本件行政文書を見分したところ、本件行政文書に記載された情報は、性質上、次のとおり分類することができる。

- (1) 訴訟の見通し等に係る情報
- (2) 判決内容の整理等に係る情報
- (3) 上記(1)及び(2)以外の情報

2 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、不開示情報として、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと包括的に規定し、その例示として、同号イに「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を規定している。

この趣旨は、県等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があるため、当事者としての利益を保護する必要がある情報については、不開示とするというものである。

なお、同号イは、公開のもたらす支障が不当と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要がある。具体的には、支障が重大で、不開示とすることに合理性が認められる場合に限定されることになる。

当審査会においては、本件不開示決定に係る同号該当性の判断に当たり、本件訴訟が行政訴訟であり、民事訴訟とは性格が異なること及び本件不開示請求の時点において既に判決が確定していること等の特殊性を考慮した上で、検討を行うものとする。

まず、本件行政文書に記載された情報は、県が訴訟当事者となっている本件訴訟に係る検討資料に関するものであるから、同号イに規定する「争訟に係る事務」に関する情報に該当することは明らかである。

次に、本件行政文書に記載された情報を公にすることにより、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるか否かについて検討する。

(1) 訴訟の見通し等に係る情報

当該情報は、福岡高裁判決を受けて実施機関が上訴の可否について検討を行った内容のうち、今後の訴訟の見通し等に係るものであり、実施機関は、上記第4の2に記載のとおり主張している。

訴訟方針等に係る実施機関内部の検討に関する情報は、一般的には、開示することにより、訴訟当事者としての地位を害するおそれがあるものと考えられるが、本件訴訟については、前述のような特殊性を有しており、これらのことを考慮すれば、実施機関の説明には、本件訴訟における訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると直ちに認めることが困難と考えられる部分が見受けられた。

しかし、実施機関がこれまでも同種の訴訟を抱えてきたという事実を鑑みれば、今後も同種の訴訟が提起される蓋然性があり、本件不開示請求時点において既に公知の事実となっていた情報及び一般的な法令解釈等に係る情報を除いては、実施機関内部の審議、検討に係る意思形成過程情報としての側面があることも考慮すれば、公にすることにより、訴訟対応方針について一方的な評価や誤解を招きかねず、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、公知の事実となっていた情報及び一般的な法令解釈等に係る情報を除き、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

(2) 判決内容の整理等に係る情報

当該情報は、福岡高裁判決を受けて実施機関が判決に係る争点の整理等を行ったものである。

当該情報は、既に公にされている判決文の抜粋あるいは要約等により争点を整理したものであり、実施機関としての具体的な解釈等に係る内容は含まれないと考えられることから、当該情報が公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

ただし、当該情報のうち、個人の氏名、健康状態や病歴といった個人の心身の状況に関する情報及び家族関係や生活記録といった個人の家庭の状況に関する情報については、条例第7条第2号に規定される個人に関する情報であることから、不開示とすることが妥当である。

したがって、当該情報は同号には該当せず、個人に関する情報を除き、開示することが妥当である。

(3) 上記(1)及び(2)以外の情報

当該情報は、検討資料を作成した日付及び課名に係るものであり、当該情報が公にされたとしても、実施機関が行う同種の争訟に関する事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められない。

したがって、当該情報は同号には該当せず、開示することが妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	原島	良成

(別表)

資料	行	開示すべき部分	第5の1の分類
1枚目	1	全部	(3)
	2	全部	(3)
	3	全部	(1)
	4	全部	(1)
	5	1文字目	(1)
	8	1文字目	(1)
	10	1文字目	(1)
	12	1文字目	(1)
	14	1文字目	(1)
	16	1文字目	(1)
18	全部	(1)	

資料	行	開示すべき部分	第5の1の分類
2枚目	1	全部	(3)
	2	全部	(3)
	3	全部	(1)
	4	全部	(1)
	5	1文字目	(1)
	7	1文字目	(1)
	10	1文字目	(1)
	12	全部	(1)
	13	1文字目	(1)
	16	1文字目	(1)
	18	1文字目	(1)

	2 0	1 文字目	(1)
	2 2	1 文字目	(1)
	2 4	1 文字目	(1)

資料	行	開示すべき部分	第 5 の 1 の分類
3 枚目 表面	1	全部	(3)
	2	全部	(3)
	3	9 文字目及び 1 0 文字目を除く全部	(2)
	4	8 文字目及び 9 文字目を除く全部	(2)
	5 以下	全部	(2)

資料	行	開示すべき部分	第 5 の 1 の分類
3 枚目 裏面	1	全部	(3)
	2	全部	(3)
	3 以下	全部	(2)

資料	行	開示すべき部分	第 5 の 1 の分類
4 枚目 表面	1	全部	(1)
	2 ~ 1 3	全部	(2)
	1 4	全部	(1)
	1 8 以下	全部	(2)

資料	行	開示すべき部分	第 5 の 1 の分類
4 枚目	1	全部	(1)

裏面	11 ~ 18	全部	(2)
	19	全部	(1)

資料	行	開示すべき部分	第5の1の分類
5枚目 表面	全部	全部	(2)

資料	行	開示すべき部分	第5の1の分類
5枚目 裏面	全部	全部	(2)

資料	行	開示すべき部分	第5の1の分類
6枚目	全部	表の項目部分	(2)

資料	行	開示すべき部分	第5の1の分類
7枚目		表の項目部分	(1)
	1	全部	(3)
	2	全部	(3)
	3	全部	(1)
	5 ~ 14	全部	(1)
	15	全部	(1)
	16	1文字目	(1)
	17	全部	(1)

18	1文字目	(1)
20	1文字目	(1)
22	1文字目	(1)
24	1文字目	(1)
26	1文字目	(1)
27	1文字目	(1)

審査の経過

年月日	審査の経過
平成25年10月24日	・諮問(第156号)
平成25年11月19日	・実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成25年12月20日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年 1月14日	・審議
平成26年 3月10日	・実施機関からの説明聴取、審議
平成26年 4月24日	・審議
平成26年 5月19日	・審議
平成26年 6月 9日	・審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 6 年 7 月 1 4 日	・ 審 議
平成 2 6 年 8 月 1 1 日	・ 審 議
平成 2 6 年 9 月 8 日	・ 審 議
平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日	・ 審 議
平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日	・ 審 議
平成 2 6 年 1 2 月 8 日	・ 審 議
平成 2 7 年 1 月 2 0 日	・ 審 議